

松子保第107号
令和2年4月28日

保護者の皆様

松戸市長 本郷谷 健次
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育施設の臨時休園期間の延長について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では「市内保育施設における休園について」（令和2年4月22日付松子保第82号）において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育施設の臨時休園をお知らせし、家庭保育のご協力をお願いいたしました。当該通知において、臨時休園の期間は、緊急事態宣言が解除される5月6日までとしておりましたが、現時点において、政府は緊急事態宣言の解除やその延長について、判断を示しておりません。大型連休期間中に今後の臨時休園の延長を決定すると、保護者の方は勤務先に調整する時間的余裕がなくなることや、保育施設では、保育の提供にかかる準備に影響することが想定されます。

つきましては、緊急事態宣言の期間延長の判断に先立ち、下記のとおり、臨時休園の期間を延長することいたしました。引き続き、臨時休園期間における家庭保育について、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 臨時休園の期間

令和2年4月24日（金）から令和2年5月31日（日）まで

※今後の感染状況や緊急事態宣言の期間等を踏まえて、臨時休園期間の再延長や、臨時休園終了後の登園自粛の要請をする場合があります。

2 保育の利用について

市内保育施設について、休園といたします。

ただし、保育の利用は、以下の保育の提供を必要とする方（家庭）を対象といたします。

(1) 医療関係、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係（公共交通機関、電力・ガス・水道・通信事業等）、食品・生活必需品供給関係等に従事する者

※上記の方においても、家族等において家庭保育が可能な方は、登園自粛をお願いします。

(2) その他家庭での保育が特に困難である場合

上記に該当する方（家庭）で臨時休園期間中も、保育の提供を受ける場合は、「保育利用申込書（5月7日～5月31日）」を提出してください。

提出期限 令和2年5月1日（金）まで

提出先 利用する保育施設

- ・申込書は市ホームページからダウンロードしていただくか、各保育施設でお渡することもできます。
- ・期限までに提出できない場合や、提出後に変更が生じた場合は、保育施設へご相談ください。

3 保育料及び給食費の減免

保育料及び給食費については、登園日数に応じて当該費用を減額いたします。

対象期間 本市において登園自粛を要請していた期間及び臨時休園の期間

（令和2年4月1日から登園自粛要請及び臨時休園の終了まで）

(1) 保育料

- ・原則、保育料は、減額前の金額で一旦納入していただきます。
- ・後日、各保育施設から本市に登園日の報告を受けて、減額する保育料を決定いたします。
- ・保育料の減額に伴い、過払いとなった費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。（認可保育所については、後日、本市からご案内いたします。）

~~(2) 給食費~~

- ~~・給食費については、各保育施設から返金等の対応を行います。~~
- ~~・（松戸市の公立保育所については、後日、本市からご案内いたします。）~~

問い合わせ

松戸市子ども部保育課

TEL047-366-7351